

2019年7月18日

国際オリンピック委員会副会長
東京2020調整委員長 ジョン・コーツ殿

国際オリンピック委員会
持続可能性およびオリンピック・レガシー委員長 ミシェル・ルメートル殿

「東京2020大会の苦情処理メカニズムに関する深刻な懸念について」

私たちレインフォレスト・アクション・ネットワーク(RAN)は、2018年11月に協力団体と共に通報した苦情への東京2020大会主催者の対応について、深刻な懸念を表明するために本書簡を書いています。東京2020大会の苦情処理メカニズムは透明性、説明責任、正当性、アクセス性を欠いており、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(UNGPs)で示されている基準に適合していません。本書簡で私たちは、国際オリンピック委員会に、東京2020大会主催者—東京2020組織委員会、東京都、日本スポーツ振興センター(JSC)—によって設けられた三つの苦情処理メカニズムの全てにおいて、UNGPsの基準との整合性を確保するために、信頼できる第三者の活用を通じて、その実効性について徹底的な審査を行うことを要請します。

すでにご存知のことと思いますが、RANと協力団体は、東京2020大会の主催者である東京2020組織委員会、東京都、JSCの三者に対して、それぞれ二件の苦情を申し立てました。それらの苦情は東京2020大会の施設建設にインドネシアからの非認証かつ持続可能でない熱帯材が調達されていたことに関してです。該当する木材は、伐採と、森林のアブラヤシ農園や石炭採掘地への転換に由来するものです。苦情の詳細は「資料1」に記載しています。これまでに、6件の内の3件が却下されました。その理由について私たちは引き続き異議を申し立てています。

組織委員会の苦情処理メカニズムの運用基準は、それらの原則がUNGPsの「非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件」の「原則31」に基づいていることを明記しています。それらの基準には正当性、アクセス可能性、予測可能性、公平性、透明性、権利との適合性、および継続的学習の源となることや、エンゲージメントおよび対話に基づくことが含まれています(「資料2」をご覧ください)。東京都およびJSCの苦情処理メカニズムの運用基準はUNGPsに言及していませんが、日本がUNGPsを支持していることを考えれば「原則31」の遵守は当然のことです。

それにもかかわらず、私たちの苦情に対する各機関の対応はUNGPsの基準に適合していません。特に、以下の点が不十分であると指摘しておきます。

1) 苦情申立者とのコミュニケーションが不十分であること: 初回受領は確認できましたが、苦情に関するやりとりはごくわずかで、苦情処理の現状を知るために各機関の苦情処理メカニズムにこちらから連絡を取る必要がありました。2019年4月に、東京都とJSCから、未処理の苦情3件についてまだ受理するかどうか検討中である、という通知を受け取りました。このような遅延は、JSCは原則として14日以内に苦情を受理するかどうかを決定すると約束している点、そして、東京都は苦情の受領から2カ月以内に関係者間の最初の対話を設定すると約束していることを考えると、懸念すべきことです。すでに苦情の提出から8カ月が経過しました。このプロセスの透明性と予測可能性の欠如により、私たちの苦情処理メカニズムへの信頼は完全に損なわれました。

2) 正当性の欠如: 東京都は私たちの苦情の1件を却下する決定の中で、私たちの申し立ては、東京都が木材供給業者とのやりとりを基に得た事実と矛盾すると説明しています。東京都が苦情受理を決定する前に、木材供給業者との間で事実調査を行ったという事実は非常に懸念されることであり、運用手順に記載されている手続きに適合していません。東京都は、私たちの調査結果と申し立てを裏付ける追加情報の提供を求めずともありませんでした。また、当事者間の対話の機会を提供することもありませんでした。これは公正な苦情処理プロセスを守らなかった、これまでで最悪の事例です。

3) アクセス可能性が欠如していること: 苦情の提出時、JSCは日本語を話さない人に英語で苦情を提出する機会を提供しませんでした。三機関にそれぞれ異なるメカニズムが存在することも煩雑です。しかも、どの苦情処理メカニズムも、英語も日本語も話さない人、特に国外で東京2020大会のサプライチェーン活動によって被害を受けている地域コミュニティの人々が容易にアクセスできるメカニズムではありません。苦情処理メカニズムは、救済されるべき人々に周知され、信頼され、活用されるようになって初めて、その目的を果たすことができます。

現状でのアクセスの困難さは残念なことであり、東京2020大会主催者が大会開催に伴う世界的な影響を認識していないことを示しています。

私たちは東京2020大会の苦情処理メカニズムが設けられたことを歓迎しますが、現状での透明性、説明責任、正当性、アクセス可能性の欠如は、このメカニズムの有用性を台無しにしています。国際オリンピック委員会におかれましては、これらのメカニズムの改善を確実にし、それによって東京2020大会の持続可能性を支援するという当初の意図を実現できるよう、ご協力いただけますよう要望いたします。

ご不明な点がある場合は、レインフォレスト・アクション・ネットワークのキャンペーン担当者 ハナ・ハイネケン (hheineken@ran.org) にお問い合わせください。ご検討をお願いします。

リンジー・アレン

レインフォレスト・アクション・ネットワーク 事務局長

資料1

「レインフォレスト・アクション・ネットワークらによる通報一覧」、2018年11月(注)

通報先	通報日	通報者	内容	状況
東京2020組織委員会	2018年11月21日	RAN、WAL HI北マルク、TuKインドネシア	「持続可能性に配慮した木材の調達基準」不遵守 理由: 調達基準との整合性の促進不履行、以下も含む一サプライヤー企業にインドネシアの問題ある合法性証明制度の木材も基準を満たしていることにより、JSCが基準を満たさないインドネシア産合板を使うことを促した。	通報の範囲外として受付せず
東京2020組織委員会	2018年11月21日	RAN、WAL HI北マルク、TuKインドネシア	「持続可能性に配慮した木材の調達基準」不遵守 理由: 調達基準との整合性の促進不履行、以下も含む一サプライヤー企業にインドネシアの問題ある合法性証明制度の木材も基準を満たしていることにより、東京都が基準を満たさないインドネシア産合板を使うことを促した。	通報の範囲外として受付せず
東京都	2018年11月26日	RAN、WAL HI北マルク、TuKインドネシア	「持続可能性に配慮した木材調達基準」不遵守 理由: インドネシア北マルク州での違法行為及び土地権侵害に関係した熱帯材の使用のため	該当企業からの情報を元に、受付せず
東京都	2018年11月29日	RAN、ボルネオオランウータン、インドネシアの熱帯林	「持続可能性に配慮した木材調達基準」不遵守 理由: インドネシアの熱帯林からの非認証の転換材の大量使用のため。伐採地には、絶滅の危機にひんしているボルネオオランウータンの生息地として知られる森も含まれる	継続
JSC	2018年11月26日	RAN、WAL HI北マルク、TuKインドネシア	「持続可能性に配慮した木材調達基準」不遵守 理由: インドネシア北マルク州での違法行為及び土地権侵害に関係した熱帯材の使用のため	継続
JSC	2018年11月29日	RAN、ボルネオオランウータン、インドネシアの熱帯林	「持続可能性に配慮した木材調達基準」不遵守 理由: インドネシアの熱帯林からの非認証の転換材の大量使用のため。伐採地には、絶滅の危機にひんしているボルネオオランウータンの生息地として知られる森も含まれる	継続

注) <https://www.dropbox.com/sh/5ocdqjs6fzgwb51/AACKY0eUNuosv3xUMaBvYi3ja?dl=0>

資料 2

「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のため」

非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件

31. その実効性を確保するために、非司法的苦情処理メカニズムは、国家基盤型及び非国家基盤型を問わず、次の要件を充たすべきである。

- A. **正当性がある**:利用者であるステークホルダー・グループから信頼され、苦情プロセスの公正な遂行に対して責任を負う。
- B. **アクセスすることができる**:利用者であるステークホルダー・グループすべてに認知されており、アクセスする際に特別の障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する。
- C. **予測可能である**:各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセス及び結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある。
- D. **公平である**:被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで苦情処理プロセスに参加するために必要な情報源、助言及び専門知識への正当なアクセスができるようにする。
- E. **透明性がある**:苦情当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、またその実効性について信頼を築き、危機にさらされている公共の利益をまもるために、メカニズムのパフォーマンスについて十分な情報を提供する。
- F. **権利に矛盾しない**:結果及び救済が、国際的に認められた人権に適合していることを確保する。
- G. **継続的学習の源となる**:メカニズムを改善し、今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する。
事業レベルのメカニズムも次の要件を充たすべきである。
- H. **エンゲージメント及び対話に基づく**:利用者となるステークホルダー・グループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる。